

ウェルカム な思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく

とみぐすく

第5次 豊見城市総合計画 後期基本計画

(第3期豊見城市地方創生総合戦略)



令和8
(2026)

令和12
(2030)



とみぐすく

沖縄県 豊見城市

とよ
響むまち・豊見城





「豊見城(とみぐすく)」の地名は、後の山南(南山)王 汪応祖(おうおうそ・わんおうそ)が漫湖を眺望する丘陵上に築城したグスクを「とよみ城(ぐすく)」と称したことが由来です。

「とよむ(鳴響む)」とは、おもろそうしに記載もある美称のひとつで、名声の高いさまを表しています。時代を経て「とみぐすく」となり現在に続いています。

総合計画では、まちづくりの基本的な指針である基本理念を計画ごとに設定してきましたが、第5次総合計画から、まちの歴史(過去・現在・未来)と市名の由来も表す「響(とよ)むまち・豊見城」を象徴的フレーズとして基本理念に位置づけます。

「響(とよ)むまち・豊見城」は、これまでの総合計画におけるまちづくりの基本的な指針である基本理念を引継ぐ普遍的なフレーズとして位置づけ、歴史に育まれた豊見城のアイデンティティ、新たな時代のまちを切り拓く気概、そして郷土への愛着を響き合わせ調和と限りない発展を築きあげることの意味合いを含めております。





第5次豊見城市総合計画後期基本計画 第3期豊見城市地方創生総合戦略 の策定にあたって



豊見城市長
徳元 次人

本市では、令和3年度から令和12年度までの将来像として「Welcomeな
思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく」を基本構想に掲げ、
市民の皆様と共に着実に歩みを進めております。

第5次総合計画がスタートした令和3年度は、コロナ禍という未曾有の困
難の中にありました。当たり前であった日常が揺らぎ、人との接触が制限さ
れるという困難な日々を経て、人と人とのつながりの大切さを再確認すると
ともに、社会の急激な変化へ柔軟に対応することの重要性を深く認識いたし
ました。

このたび、前期基本計画の施策をベースとし、これまでの施策等の実施状況、
そして前期基本計画策定以降の社会情勢や本市の状況等の変化を踏まえ、令和8年度から令和12年
度までを計画期間とする「後期基本計画」を策定いたしました。



また、令和7年度で終期を迎える「第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、新たに「第
3期豊見城市地方創生総合戦略」として「後期基本計画」と一体的に策定しております。これにより、
本市の最上位計画と地方創生の取組を密接に連動させ、市の活力を創出するための指針としておりま
す。

これからの5年間は、本市の宝である子どもたちが夢を持って成長できるよう、「こどもまんなか」
の視点に立った支援を地方創生の核に据え、人、地域、企業をつなぎ、多様な主体が彩る活力に満ち
たまち「とみぐすく」を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民意識調査やパブリックコメントを通して、貴重なご意見、ご
提言をお寄せいただいた多くの市民の皆様、ならびに多角的で真摯なご審議を賜りました総合計画等
審議会委員の皆様、心より感謝を申し上げます。

誰もが「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と心から思える未来を共につくるため、よ
り一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月



目次

序論	1
1. 総合計画策定の意義	2
2. 総合計画の役割	3
3. 構成と期間	3
4. 計画の進行管理	4
後期基本計画	5
1. 子どもが生きる夢と希望にみちたまち	11
1-1. 子ども・若者の未来支援	12
1-2. 親と子の健康づくりの推進	16
1-3. 義務教育の充実	18
1-4. 地域文化の振興	22
1-5. 生涯学習社会の確立	25
1-6. 県外・国際交流の活性化	29
1-7. スポーツ・レクリエーションの振興	31
2. 健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち	33
2-1. 健康づくりの推進	34
2-2. 地域福祉のまちづくり	37
2-3. 男女共同参画社会の形成	39
2-4. 平和行政の推進	42
2-5. 高齢者福祉の充実	44
2-6. 障がい者福祉の充実	47
3. 活気ある豊かなまち	49
3-1. 農業の振興	50
3-2. 水産業の振興	53
3-3. 商工業の振興	55
3-4. 企業立地の支援	57
3-5. 観光・リゾート産業の振興	59
3-6. 雇用の安定	62

4. 環境に優しい住みよいまち	65
4-1. 環境の保全.....	66
4-2. 生活衛生の充実.....	69
4-3. 計画的な土地利用の推進.....	72
4-4. 調和のとれた市街地・まちなみの整備.....	75
4-5. 道路網等の整備.....	78
4-6. 公共交通サービスの維持・向上.....	80
4-7. 公園・緑地の整備.....	83
4-8. 水の安定供給.....	85
4-9. 下水道の整備・汚水処理の推進.....	87
5. 安全安心な協働のまち	91
5-1. コミュニティの振興.....	92
5-2. 防災・危機管理の強化.....	94
5-3. 防犯・交通安全の推進.....	97
5-4. 消防と救命救急体制の充実.....	99
5-5. 広報・広聴の推進.....	101
5-6. 行政運営・行財政改革の推進.....	103
参考資料	107

序 論



1. 総合計画策定の意義

(1) 社会経済情勢の変化

我が国では、地球規模課題の解決を目指す大きな目標に向けた取組みや高度情報化の進展、少子高齢化、グローバル化への関心の高まりが見られるなかで、様々な分野において大きな転換期を迎えており、市民一人一人の価値観や生活スタイル、地域の課題や期待も多様化・複雑化してきています。

(2) 地方自治体を取り巻く環境の変化

平成 26（2014）年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」による長期人口展望をもった施策の展開が求められるとともに、令和 7（2025）年の「地方創生 2.0 基本構想」における「稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生」「新時代のインフラ整備と AI・デジタルなどの新技術の徹底活用」などの新たな視点に重点を置いた施策の展開も求められています。

さらに、沖縄県においては、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」実現を目指す沖縄 21 世紀ビジョンの後期計画に相当する新たな振興計画（令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度）を定めており、施策展開の基本方向として、(1) 平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現 (2) 世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築 (3) 人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成、の 3 つを掲げており、本市においてもこれに沿った施策の展開が求められます。

(3) まちの未来を見据えた総合計画の策定へ

これらの社会経済情勢および地方自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市においては、多様な個性や価値観を持つ市民の力と本島南部広域の要衝としての地の利をこれまで以上に活かしつつ、自らの将来を自らの責任でもって決定し、切り拓いていくことが求められています。

このような背景から、令和 7（2025）年度に計画年度を終了する「第 5 次豊見城市総合計画」の前期計画を検証し、環境変化や今後の見通しの変化に対応したまちづくりの指針として後期計画を策定するものです。

2. 総合計画の役割

(1) 総合的かつ計画的な地域経営の指針

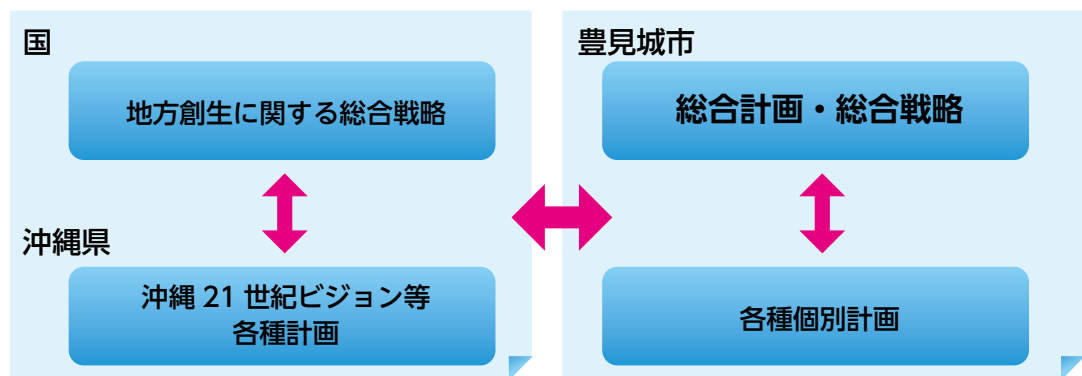
総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、長期的な展望を持ったまちづくりの指針となるものです。

(2) 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

(3) 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。



3. 構成と期間

第5次総合計画は、本市の将来ビジョンを示した「基本構想」と、その施策を示す「基本計画」による構成とし、期間や概要については以下のとおりとします。なお、「基本計画」に関しては後期基本計画を「第3期豊見城市地方創生総合戦略」も兼ねる計画とし、後期基本計画で掲げる「目標指標」とその目標値を、「第3期豊見城市地方創生総合戦略」の「重要業績評価指標（KPI）」と数値目標として位置付けることとします。

(1) 基本構想

基本構想は、市政運営の根幹をなすもので、基本理念、まちづくりのテーマ（将来像）、目標人口及びまちづくりのテーマ（将来像）の実現に向けた政策の大綱から構成します。

基本構想期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

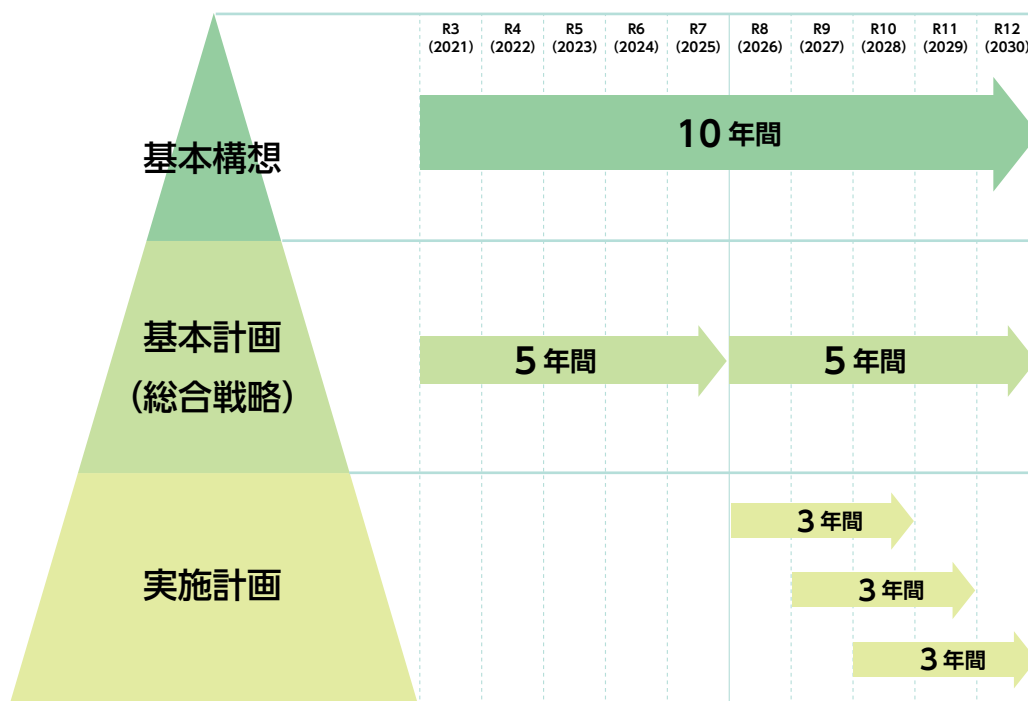
(2) 基本計画（前期・後期）

基本計画は、「基本構想」を具現化し、本市が目指すまちづくりのテーマ（将来像）の実現のために必要な施策における現状と課題、今後の取組方針（基本的な方向性）及び目標指標（数値目標）を体系的に整理したものです。

基本計画は、前期と後期からなり、前期の計画期間は令和3年度から令和7年度まで、後期の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの各5年間としますが、社会経済情勢の変化や計画の進行状況などを踏まえて、必要に応じて改定を行うものとします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするものです。計画期間は原則3年間とし、社会経済情勢の変化や市民のニーズなどを考慮しながら、毎年度見直しを行います。



4. 計画の進行管理

第5次総合計画では、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、基本構想において目標人口を、基本計画の各施策では統計的な数値または市民意識調査の回答による数値を指標とする目標指標（数値目標）を掲げています。

この目標指標については、毎年達成状況を評価することで、客観性と透明性を高めた進行管理を行うこととします。なお、進行管理を行う中では、計画期間途中での目標達成となった場合には更なる目標値を掲げる等の運用を図るとともに、社会経済情勢を踏まえて柔軟に見直しを図り、よりよいまちづくりに向けた施策展開を進めてまいります。